

浦添市立図書館資料に関する弁償規程

(趣旨)

第1条 この告示は、浦添市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和60年1月24日教育委員会規則第1号）第9条第2項に規定する損害の弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(弁償の方法)

第2条 利用者（団体にあつては、その代表者）は、故意又は過失により浦添市立図書館が所蔵する資料（以下「資料」という。）を汚損、破損又は紛失（以下「汚損等」という。）したときは、資料のき損届（様式第1号）を教育長に届け出なければならない。

2 弁償を求める資料の範囲は、別表のとおりとする。

3 資料の弁償は、現物による弁償を原則とする。ただし、絶版等の理由により現物の入手が困難な場合は、代替資料により弁償するものとする。

4 汚損等をした利用者が未成年者である場合は、当該利用者の保護者が弁償の責任を負うものとする。

(弁償の免除)

第3条 次に掲げる場合には、前条の規定にかかわらず、教育長は弁償を免除することができる。

(1) 火災により資料の汚損等をした場合

(2) 交通事故又は自然災害により資料の汚損等をした場合

(3) 盗難等の被害により資料の汚損等をした場合

(4) その他教育長が利用者の汚損等がやむを得ないと認める場合

2 弁償の免除を受けようとする者は、前条第1項に規定する資料のき損届に必要な書類の写しを添付しなければならない。

3 教育長は、前項の申請書の提出があつたときは、速やかに審査の上、資料の弁償通知書（様式第2号）又は弁償免除通知書（様式第3号）により当該利用者へ通知するものとする。

(弁償の期間)

第4条 資料を汚損等した利用者は、第2条第1項に規定する資料のき損届のあつた日から3月以内に弁償するものとする。ただし、当該利用者が前条の免除を受けた場合を除く。

(弁償者の取扱)

第5条 教育長は、弁償が完了していない利用者に対し、新たな資料の予約及び貸出

しを制限することができる。

(返還等の請求)

第6条 利用者が紛失により弁償した資料は、その後に紛失した資料が発見された場合であっても返還しないものとする。

2 利用者が汚損又は破損した資料は、弁償後に無償で当該利用者に譲渡することができる。

(補足)

第7条 この告示に定めるもののほか、資料の弁償に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

1 印刷資料 (図書・雑誌・紙芝居・付録等)

	汚損等の種類	資料の状態
1	資料の紛失	貸出中の資料の紛失
2	水漏れ (雨、結露等によるもの)、汚れ、染み、食べかす等	1 色がついたもの、変色したもの 2 波打ち、歪み等形状が変わったもの 3 カビの生えたもの 4 返却時に全体的に濡れているもの 5 濡れて乾いた後、ページが接着したもの 6 血液、食べこぼし、ペットの糞尿等、衛生上問題があるもの 7 汚れが本文や絵にかかっているもの 8 本文や絵にかかっていなくても、汚れが複数ページ、数か所に及ぶもの
3	書き込み (落書き、線引き、○印等)	1 消せないもの (ボールペン、クレヨン、マーカー等) 2 消せた場合でも、書き込み跡が残り利用上支障がでるもの 3 消すことにより、本文、絵、写真等、印刷部分が退色又は汚れが出たもの、またはページが破損したもの
4	ページ破れ	本文または絵にかかって破れているもの

5	ページ全体欠落	<ul style="list-style-type: none"> 1 切り取り、破れ等によりページが無いもの（目次、奥付、中表紙ページ欠落の場合も含む） 2 紙芝居で枚数の足りないもの
6	噛み跡	<ul style="list-style-type: none"> 1 ペット、人が噛んだため噛み跡や傷が生じたもの 2 ペット、人が噛んだため資料が破損したもの
7	異物の挟み込み	<ul style="list-style-type: none"> 1 挟み込まれている異物を取り除いても、染み、汚れ等が残っているもの 2 異物等を剥がしたことによりページが破損したもの
8	匂い、べたつき	<ul style="list-style-type: none"> 1 悪臭、香水等の匂いがとれないもの 2 付箋紙等のべたつきが取れない、又は接着剤等の付着によりページの開閉に支障があるもの 3 接着剤等を剥がしたことにより、ページが破損したもの 4 セロハンテープ、シール、のり等貼付けされているもの（修理による貼付けを含む）
9	表紙の破損（保護フィルムの傷、焦げ跡、穴あき等）	<ul style="list-style-type: none"> 1 保護フィルムの下の表紙や本体まで損傷しているもの 2 タバコや鍋等の焦げ跡がついているもの
10	印刷物付録（貼付済付録を含む）の汚損、破損、紛失	付録の汚損、破損又は紛失については印刷資料（図書・雑誌・紙芝居・付録等）の弁償基準に準じ、資料本体の利用に支障をきたすもの
11	相互貸借、協力貸出しの借用資料の汚損、破損、紛失	借用したときの状態と異なる場合は、借用館の基準に従うものとする。
12	その他	<ul style="list-style-type: none"> 1 軽度な損傷でも、繰り返した場合 2 利用者の故意または、過失により、利用に供することが困難と判断する場合

2 視聴覚資料（付録CD、DVD等）

	汚損等の種類	資料の状態
1	紛失	貸出中の資料の紛失
2	破損、再生不能等	1 破損等により、ひびが入る、又は割れる等形状

		<p>が元の状態でないもの</p> <p>2 再生機器で再生できない状態になったもの</p> <p>3 再生の際に機器の故障が生じるおそれがあるもの</p>
3	付録（CD、DVD等）の汚損、破損、紛失	付録の汚損、破損又は紛失については視聴覚資料（付録CD、DVD等）の弁償基準に準じ、資料本体の利用に支障をきたすもの